

「船橋市指定介護老人福祉施設等入所指針」の概要

1. 指針策定の背景及び目的

介護保険制度の導入後、特別養護老人ホームの入所申込が急増し、これまでの申し込み順を重視する入所決定方法では、入所の必要性の高い方が円滑に入所できなくなってきたことから、新たな入所決定方法の策定が望まれ、このことから、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、円滑な施設入所を図るため入所指針を策定しました。

2. 指針の特徴

- ① 船橋市と船橋市老人福祉施設連絡協議会が共同で策定しました。
- ② 要介護度のほかに入所希望者の家庭環境等を加えた評価の方式を採用しました。
- ③ 各施設に入所検討委員会等を設置して、入所決定過程の透明性と公平性を確保するようにしました。

3. 入所の対象者

原則として船橋市民とし、要介護3から要介護5の方であって、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な方、及び要介護1又は2の方であって、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所の要件に該当することが認められる方が対象となります。

4. 入所者選定の概要

① 入所の必要性を評価する選定基準

介護に係る労力の程度、認知症の状況、在宅介護の困難性の3項目を中心に点数化しました。

（裏面、選定基準表を参照）

② 入所待機順位名簿の作成

選定基準により算定した点数の高い人から入所候補者の名簿を作成します。名簿の有効期間は6ヶ月としました。

③ 入所者の決定

施設のベッドに空きが生じた場合、性別等の個別事情を勘案し、名簿上位の方から面接調査を行い、入所検討委員会が決定します。

④ 入所待機順位の見直し

6カ月に1回入所待機順位の見直し（必要に応じ毎月）をすることとしました。

⑤ 特列入所

施設が船橋市に対し特列入所に係る意見照会を行います。船橋市が特列入所者の要件に該当するか否かを判断します。

5. 実施期間

平成27年4月から実施し、入所申込は今まで通り、直接、各施設に行ってください。

船橋市指定介護老人福祉施設入所者選定基準

【１】 介護に係る労力の程度

区分	要介護状態区分	点数
A	要介護 5	5 0
B	要介護 4	4 0
C	要介護 3	3 0
D	要介護 2	2 0
E	要介護 1	1 0

【２】 認知症の状況

区分	認知症の状況	点数
①	認知症 II b 以上	1 0
②	認知症 I ～ II a 以下	5
③	認知症 なし	0

※認知症高齢者の日常生活自立度判定基準による。

【３】 在宅介護の困難性

区分	世帯の状況	点数
①	単身世帯	4 0
②	④ のうち要介護者以外が後期高齢者(75 歳以上)のみの世帯	3 0
③	主たる介護者が病弱等の場合	3 0
④	要介護者以外が高齢者(65 歳以上)のみの世帯	2 0
⑤	複数の高齢者等を介護する世帯	1 5
⑥	主たる介護者が生計中心者として稼働している	1 5
⑦	上記のいずれにも該当しない世帯	0

※要件が重複する場合は、点数の高い方を基準とし、10 点を加算する。加算は 10 点まで。

【４】 その他特殊な事情

- i. 主たる介護者の病名が癌や難病の場合、10 点加算とする。
- ii. その他特殊な事情がある場合、その都度個別に審査し加算点を決めることとする。

※合計点の高い物から優先することとし、同点の場合は年齢の高い物から優先とする。